

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 趣旨

この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする事。

(第一条関係)

第二 国際園芸博覧会協会

一 指定等

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務（以下「博覧会業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができるものとする事。

1 博覧会の準備及び運営を行うこと。

2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(第二条第一項及び第四条関係)

二 指定の有効期間

博覧会協会としての指定は、令和十二年三月三十一日までの間に限り、その効力を有するものとする
こと。
(第三条関係)

三 事業計画等

1 博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、博覧会業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣に提出しなければならないものとする。

2 博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、博覧会業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならないものとする
こと。
(第五条関係)

四 役員を選任及び解任

博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬものとする。

（第六条関係）

五 博覧会協会の役員及び職員の地位

博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

（第七条関係）

六 報告及び検査

主務大臣は、博覧会業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会協会の事務所、博覧会の会場その他の必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（第八条第一項関係）

七 監督命令

主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

（第九条関係）

八 指定の取消し等

1 主務大臣は、博覧会協会が博覧会業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に関し不正の行為があつたとき等に該当するときは、博覧会協会としての指定を取り消すことができるものとする。

(第十条第一項関係)

2 1により指定を取り消された場合における博覧会業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

(第十条第三項関係)

第三 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

一 国の補助

国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。

(第十一条関係)

二 国有財産の無償使用

国は、政令で定めるところにより、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法第二条に規定する国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができる。

ものとする。

(第十二条関係)

三 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができるものとする。

(第十三条関係)

四 博覧会協会への国の職員の派遣

1 博覧会協会による派遣の要請

博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとする。

(第十四条第一項関係)

2 | 国の職員の派遣

(1) | 任命権者は、博覧会協会による要請があつた場合において、都市における自然的環境の整備、公

共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、

その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業

との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、博覧

会協会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら博覧会協会における特定業務を行うものとし

て当該国の職員を博覧会協会に派遣することができるものとする。 (第十五条第一項関係)

(2) | 任命権者は、国の職員の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に博覧会協会との

間の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならな

いものとする。 (第十五条第二項関係)

(3) | 当該派遣の期間は、三年を超えないものとする。ただし、博覧会協会からその

期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該

国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長すること

ができるものとする。

(第十五条第五項関係)

(4) 博覧会協会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る博覧会協会との間の取決めに定められた内容に従って、博覧会協会において特定業務を行うものとする。

(第十五条第六項関係)

(5) 博覧会協会の要請により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないものとする。

(第十五条第七項関係)

3 | 職務への復帰

派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(第十六条第一項関係)

4 | 派遣期間中の給与等

(1) 任命権者は、博覧会協会との間で2の(1)の取決めるに当たっては、派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職

務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならぬものとする。

(第十七条第一項関係)

(2) 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないものとする。ただし、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができるものとする。

(第十七条第二項関係)

5 | 国家公務員共済組合法等の特例

博覧会協会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めること。

(第十八条から第二十二條まで関係)

6 | 派遣後の職務への復帰に伴う措置

派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことが出来るものとする。

(第二十三条第一項関係)

7 | 人事院規則への委任

この法律に定めるもののほか、博覧会協会において国の職員が特定業務を行うための派遣に關し必要な事項は、人事院規則で定めるものとする。

(第二十四条関係)

8 | 防衛省の職員への準用等

博覧会協会への国の職員の派遣に關する規定の準用等、防衛省の職員の派遣に關し必要な事項を規定すること。

(第二十五条関係)

第四 | 主務大臣等

この法律における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とすること。

(第二十六条第一項関係)

第五 | 罰則

罰則について所要の規定を定めること。

(第二十七条関係)

第六 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二項関係)